令和8年10月29日

保護者各位

川崎市こども未来局

インフルエンザ罹患と新型コロナウイルス感染症罹患に係る罹患証明書について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、過去にインフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、医療機関が発行する「登園許可証」の提出を求めていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期においては、医療機関のひっ迫を避ける観点から、暫定的に「登園許可証」の提出を求めない取扱いとしてまいりました。

一方、昨年度以降、インフルエンザの感染が急激に拡大している状況を踏まえ、保育施設において感染症の発生状況を適切に把握し、感染拡大防止につなげるため、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る登園に関する手続きを次のとおり変更します。

1 対象感染症

●インフルエンザ

●新型コロナウイルス感染症

2 運用開始日

令和8年11月16日から

（16日に受診される場合から必要になります。）

3 登園までの手続き

（1）医療機関を受診したとき

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医師に診断内容等を確認してもらい、所定の罹患証明書の医師記載欄に必要事項の記載を受けてください。

（2）登園を再開するとき

保護者の方が、感染症ごとに定められた出席停止期間を経過していること及びお子さんの健康状態が回復していることを確認のうえ、罹患証明書の登園届の欄を記載し、保育施設へ提出してください。

4 提出書類

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症　罹患証明書

5 文書料について

他の登園許可証と同様に、罹患証明書についても医療機関による記載に際し、文書作成料等の費用が発生します。その場合の費用は、保護者負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

6　保護者の皆様へのお願い

(1)制度開始直後のため、医療機関によっては本市の「罹患証明書」の様式が備え付けられていない場合があります。また、市境付近にお住まいの方などが他自治体の医療機関を受診した場合にも、本様式が用意されていないことがあります。受診の際は、必要に応じて事前に園から罹患証明書の様式を受け取り、医療機関へ持参していただきますようお願いいたします。

(2)令和8年11月16日受診分から、医療機関による罹患証明書の記載が必要となります。受診の際に医師へ記載を依頼してください。なお、登園を再開する際は、罹患証明書の提出が必要となります。

(3)登園再開に当たっては、解熱後の経過日数など感染症ごとに定められた出席停止期間を必ず確認してください。また、出席停止期間を経過した場合であっても、発熱、強い咳、全身状態の不良などの症状がみられる場合には、無理な登園を控え、お子さんの体調回復を優先していただきますようお願いいたします。

保育施設における感染症対策及び子どもたちの安全な保育環境の確保のため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

【問合せ先】

(認可保育所に関すること)

担当　川崎市こども未来局　保育・幼児教育部　保育第1課

電話　044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園等に関すること)

担当　川崎市こども未来局　保育・幼児教育部　保育第2課

電話　044-200-3128

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)に関すること)

担当　こども未来局　保育・幼児教育部　幼児教育担当

電話　044-200-3179

(公立保育所に関すること)

担当　川崎市こども未来局　保育・子育て推進部　運営支援　・人材育成担当

電話　044-200-2664